

広島県教育委員会教育長訓令第9号

本 庁  
地 方 機 関  
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等の短時間勤務会計年度任用職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

広島県教育委員会  
教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会事務局等の短時間勤務会計年度任用職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等の短時間勤務会計年度任用職員の人事評価に関する訓令（令和二年広島県教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(評価期間及び基準日) 第四条 勤務成績評価の評価期間は、短時間勤務会計年度任用職員の任期が開始する日から終了する日までの期間とし、任期が終了する日を基準日とする。ただし、次条第一項の評価要素のうち、同条第三項の評価書に定める実績の評価については、別表第一のとおりとする。</p> <p>(勤務成績評価の方法) 第五条 (略) 2・3 (略) 4 勤務成績評価における評価の基準は、別表第二のとおりとする。</p> <p>(評価者) 第六条 勤務成績評価においては、別表第三に定めるところにより、評価者を置く。</p> <p>別表第二 (略) 別表第三 (略)</p>	<p>(評価期間及び基準日) 第四条 勤務成績評価の評価期間は、短時間勤務会計年度任用職員の任期が開始する日から終了する日までの期間とし、任期が終了する日を基準日とする。</p> <p>(勤務成績評価の方法) 第五条 (略) 2・3 (略) 4 勤務成績評価における評価の基準は、別表第一のとおりとする。</p> <p>(評価者) 第六条 勤務成績評価においては、別表第二に定めるところにより、評価者を置く。</p> <p>別表第一 (略) 別表第二 (略)</p>

附則の次に次の一表を加える。

別表第1 (第4条関係)

区分	対象	評価基準日
ア 上半期(4月1日から9月30日まで)	上半期に3月以上の任期がある場合	任期が終了する日(10月1日以降も引き続き勤務する

		場合は9月30日)
イ 下半期 (10月1日から翌年3月31日まで)	下半期に3月以上の任期がある場合	任期が終了する日
ウ 4月1日から翌年3月31日まで	ア・イのいずれにも該当しないが任期が3月以上ある場合	任期が終了する日

別記様式を次のように改める。

## 別記様式（第5条関係）

## 短時間勤務会計年度任用職員 勤務成績評価書

所属名						
職名		職員番号				
ふりがな 氏名						
任期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	「実績」評価 実施回数：	回	
担当業務等の 内容						
評価欄 各項目につき該当する状況に○印をする						
評価要素		非常に 優秀	優秀	標準	やや 劣る	劣って いる
勤務態度		5	4	3	2	1
能力		5	4	3	2	1
実績	1回目 区分（ ） [評価日 令和 年 月 日]	5	4	3	2	1
	2回目 区分（ ） [評価日 令和 年 月 日]	5	4	3	2	1
意欲		5	4	3	2	1
総合的な勤務状況		5	4	3	2	1
その他 特記事項						
最終評価日	令和 年 月 日	作成者 職・氏名				

## 【作成要領】

- 1 「実績」については、次の区分毎の評価基準日の2週間前を目途として評価を行い、実績の〔評価日〕に評価した日を記入すること。

区分	対象	評価基準日
ア 上半期（4/1～9/30）	上半期に3月以上の任期がある場合	任期が終了する日（10/1以降も引き続き勤務する場合は9/30）
イ 下半期（10/1～3/31）	下半期に3月以上の任期がある場合	任期が終了する日
ウ（4/1～3/31）	ア・イのいずれにも該当しないが任期が3月以上ある場合	任期が終了する日

（注）年度当初から年度末にかけて任期が通年に渡る場合は、ア、イそれぞれで評価を行う。

- 2 「実績」以外の評価項目については、評価基準日（任期が終了する日）の2週間前を目途として評価を行い、最終評価日欄に評価した日を記入すること。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、令和六年四月一日から施行する。